

平 成 1 8 年 第 3 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成18年第3回 箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成18年3月14日(火) 午後3時

1. 場 所 箕面市役所 本館 3階 委員会室

1. 出席委員	委 員 長	小 川 修 一 君
	委員 長 職務 代理 者	白 石 裕 君
	委 員	坂 口 一 美 君
	委 員 (教 育 長)	仲 野 公 君

1. 付議案件説明者

教 育 推 進 部 長	森 田 雅 彦 君
子 ど も 部 長	奥 山 勉 君
生 涯 学 習 部 長	上 西 彰 君
教育推進部理事兼総務次長 兼次長(教育政策・学校管理担当)	栗 本 忠 夫 君
教育推進部次長(学校教育・ 人権教育担当)兼学校教育課長	前 田 健 君
子ども部総務次長兼次長	吉 田 直 彦 君
生涯学習部総務次長兼次長	塩 山 俊 明 君
教 育 政 策 課 長	中 野 仁 司 君
学 校 管 理 課 長	稲 野 公 一 君
教育推進部専任参事 (教 職 員 担 当)	森 井 國 央 君
人 権 教 育 課 長	齋 藤 史 惠 君
教育センター所長	福 永 茂 君
子ども政策課長	千 葉 亜 紀 子 君
子ども支援課長	南 悦 司 君
子ども部専任参事 (幼 稚 園 担 当)	坂 上 潔 司 君
子ども部専任参事 (早 期 療 育 担 当)	佐々木 久 雄 君
生 涯 学 習 課 長	中 澤 博 君
生涯学習部専任参事 (中央生涯学習センター・西南公民館担当)	津 田 善 寿 君
生涯学習部専任参事 (東 生 涯 学 習 セ ン タ ー 担 当)	加 藤 真 知 子 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	前 田 功 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 参 事	松 尾 高 子 君
中 央 図 書 館 長	黒 田 正 記 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 長 補 佐	小 山 登 志 子 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 3 箕面市教育委員会公印規則改正の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件
- 日程第 6 箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則改正の件
- 日程第 7 箕面市母子保護の実施に関する要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市要保護児童対策協議会設置要綱制定の件
- 日程第 9 箕面市児童虐待防止ネットワーク設置要綱廃止の件
- 日程第 10 平成18年度(2006年度)箕面市立幼稚園・小中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱の件
- 日程第 11 平成18年度(2006年度)箕面市立保育所の嘱託医の委嘱の件
- 日程第 12 平成18年度(2006年度)箕面市病後児保育相談医の委嘱の件
- 日程第 13 箕面市体育指導委員委嘱の件
- 日程第 14 平成18年度(2006年度)箕面市教育実施方針策定の件
- 日程第 15 箕面市社会教育施設事務機器使用に関する要綱改正の件
- 日程第 16 箕面市民間温水プール一部借上げ事業実施要綱改正の件
- 日程第 17 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の作成に関する意見提出報告の件
- 日程第 18 平成18年度(2006年度)箕面市立小・中学校管理職(校長及び教頭)の任免に関する内申に伴う報告の件
- 日程第 19 平成18年第2回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 20 教育長報告

(午後3時開会)

○委員長(小川修一君) : ただ今から、平成18年第3回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして、事務局から「諸般

の報告」をしていただきます。

(事務局報告)

○委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立いたしました。

○委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定いたします。

○委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第8号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

(事務局：議案朗読)

○教育政策課長(中野仁司君) : 本件は、障害者自立支援法の制定に伴い、箕面市規則「箕面市立総合保健福祉センター条例施行規則」及び「箕面市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則」が改正され、総合保健福祉センター分室に分室長を置くと共に、当該分室に関する事務が教育委員会に事務委任されたため、また、箕面市立総合運動場の指定管理者制度の導入に伴い、総合運動場への職員配置がなくなることに伴い、箕面市教育委員会事務決裁規程を整備するため、本規則の一部改正を提案するものでございます。

○委員長(小川修一君) : それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員長(小川修一君) : ご質問ご意見がないようでございますので、議案第8号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長(小川修一君) : 次に、日程第3、議案第9号「箕面市教育委員会公印規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を事務局に、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

(事務局：議案朗読)

○教育政策課長(中野仁司君) : 本件は箕面市立総合運動場の指定管理者制度の導入に伴い、箕面市教育委員会公印規則の規定を整備するため、本規則の一部改正を提案いたしますのでございます。

○委員長(小川修一君) : それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

- 委員長（小川修一君）：ご質問ご意見がないようでございますので、議案第9号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（”異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 委員長（小川修一君）：次に、日程第4、議案第10号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を事務局に、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

（事務局：議案朗読）

- 教育政策課長（中野仁司君）：本件は「箕面市教育委員会に対する事務委任および補助執行に関する規則」の改正及び箕面市教育委員会事務局に係る事務分掌の見直しに伴い、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の規定を整備するため、本規則の一部改正を提案するものでございます。

- 委員長（小川修一君）：それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

- 委員長（小川修一君）：ご質問ご意見がないようでございますので、議案第11号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（”異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 委員長：次に、日程第5、議案第11号「箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を事務局に、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

（事務局：議案朗読）

- 教育政策課長（中野仁司君）：本件は箕面市立総合運動場の指定管理者制度導入に伴い、箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則の規定を整備するため本規則の一部改正を提案するものでございます。

- 委員長（小川修一君）：それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

- 委員長（小川修一君）：ご質問ご意見がないようでございますので、議案第10号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（”異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 委員長（小川修一君）：次に、日程第6、議案第12号「箕面市立箕面文

化・交流センター条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を事務局に提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

(事務局：議案朗読)

○生涯学習課長(中澤博君)： 本件は箕面文化・交流センターの利用に係る予約の方法等について手続きを適正にするため箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則の一部改正を提案いたします。

○委員長(小川修一君)： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員長(小川修一君)： ご質問ご意見がないようでございますので、議案第12号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(小川修一君)： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長： 次に、日程第7、議案第13号「箕面市母子保護の実施に関する要綱改正の件」、日程第8、議案第14号「箕面市要保護児童対策協議会設置要綱制定の件」及び日程第9、議案第15号「箕面市児童虐待防止ネットワーク設置要綱廃止の件」は関連案件ですので一括審議することにいたしよろしいでしょうか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(小川修一君)： 異議なしと認め、一括審議することといたします。議案の朗読を事務局に提案理由を子ども部子ども支援課長にお願いいたします。

(事務局：議案朗読)

○子ども支援課長(南悦司君)： 議案第13号「箕面市母子保護の実施に関する要綱の改正」につきましては、第2条第1号で本市に住民票等がある者が母子保護実施の対象者である旨の規定をしておりますが、厚生労働省の母子生活支援施設広域入所調整基準によりますと居住地というのは、生活の本拠をいうものとされており、生活の本拠であるか否かの認定は客観的居住の事実を基礎とするものとされていることから、必ずしも住民票等の所在地と同一でない、とされておりますことから、今回、この第1号の規定を削除しようとするものでございます。次に、議案第14号及び議案第15号については、「箕面市要保護児童対策協議会設置要綱」を制定し、その設置に伴い「箕面市児童虐待防止ネットワーク設置要綱」を廃止しようとするものです。その設置理由につきましては、平成16年4月に児童虐待防止法が改正され児童虐待は「人権侵害」と明記され、また、昨今の実状も踏まえてその定義も拡大されました。例えば、夫婦間のDVについてもそれを目撃することが、

子どもにとっての心理的な虐待であるとか、保護者だけでなく、同居人によるものも虐待であると定義されています。また、通報についてもこれまでの「児童虐待を受けた児童を発見した時」から、「受けたと思われる」つまり、「疑いがある時」も通告の対象となりました。これらの改正を受け、平成16年6月に「箕面市児童虐待防止ネットワーク」を立ち上げ、児童虐待の防止・その早期発見・早期対応及び再発予防に取り組んできたところです。その後、17年4月に児童福祉法が改正され、市と府との役割分担が規定されると共に、この要保護児童対策協議会を市町村におくことができる旨の規定がされました。この要保護児童対策協議会はこれまでの児童虐待防止ネットワークに加え児童虐待と密接に関係する非行とか問題行動の関係、また障害のある児童の関係も含め関係機関の情報共有や、連携した行動をさらに充実させるもので、児童虐待防止ネットワークより関係機関を増やすものです。

○委員長（小川修一君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員（白石裕君）： 母子保護の実施要綱に関して、住居要件が削除された点について教えてください。他市に住んでいる方、箕面市に住んでない人も対象になるのかという拡大解釈になりますが、この点についてお聞かせください。

○子ども支援課長（南悦司君）： 母子生活支援施設入所の相談にこられ、母子の保護を申請されたとき、今の要綱では住民票がある人、または外国人登録証がある人を対象としております。ただ、先ほどの説明のようにそこに居住条件を認められるというものについては、箕面市が対応することになります。住民票はなくても相談にこられれば、困って相談にこられているので、とりあえず支援していこうというものです。外国人登録も含めて、市内居住の条件があれば本市で対応していこうというものです。

○委員（白石裕君）： 市の対応・市の判断で対応するという事ですか。

○子ども支援課長（南悦司君）： 市内に居住の事実が確認できれば、住民票がどこかは問わないということです。

○委員（白石裕君）： 住んでいるかどうかの確認はどのようにするのですか。一日でも住めば認めるというような拡大解釈は無いと思うのですがどうでしょうか。

○子ども支援課長（南悦司君）： 困って相談に来られているので、素早い対応も必要かと思います。内容に応じてケースバイケースで対応していきたいと思っています。

○委員（坂口一美君）： 一定の条件とは具体的にどんな条件でしょうか。

○子ども支援課長（南悦司君）： 母子生活支援施設の紹介も含めて、意見聴取をしながら市内のどこに住んでおられるか住所を書いてもらえればそれで

確認になるかと思えます。

○委員（坂口一美君）：非常に曖昧な確認の方法かと思うのですが、口頭で言っただけで通ってしまうのは納得いかないのですが。

○委員長（小川修一君）：幅広く対応したい意図はわかりますが、坂口委員のご指摘のような懸念もあると思うのですが、そのへんはいかがですか。

○子ども支援課長（南悦司君）：厚生労働省からの通知のなかで「居住住所に関する市で母子保護が実施されない場合は、現在地において保護せざるを得ない場合がある」という部分がありまして、当然申請していただいて、住所の確認も含めて実際にするのですが、急を要する場合もあります。当然住んでおられる場所については確認させていただきます。

○委員長（小川修一君）：ご指摘いただいた点は、ポイントにもなるかと思えますので具体的に出てきた時を想定して、様々な対応を考慮しておく必要があると思われそうですがどうでしょうか。

○子ども支援課長（南悦司君）：今のご質問をふまえて対応していきたいと思えます。

○委員長（小川修一君）：そういう懸念の起こらないような対応を担当としては心がけておくべきかと思えますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小川修一君）：議案第15号のネットワークをつくるのに対応策を緻密にという意図だと思うのですが、許される範囲で結構でございますので、これまでこういったことに対する市として把握できてるのはどの程度でしょうか。

○子ども支援課長（南悦司君）：毎月一回児童虐待防止ネットワークの調整会議を定例的にやっております。通告の件数は市内で35件のケースがあります。関係機関（大阪府池田子ども家庭センター・保健所）が寄り、個別事例検討会・ケースカンファレンスを開催し、そのつど調整会議の中で一定の方向性を検討しています。また、ケースごとに基本方向を決めながら対応しています。例えば、学校からの通告であって学校で見守り活動をしている。保育所・幼稚園で見守りしながら、こんなケースがありますよというのを連絡調整しながら、具体には施設の入所も含めて検討しています。去年の4月から市町村が第一義的に通告を受けて、子ども家庭センターがバックアップする。重篤なケースについては子ども家庭センターがおこない、地域の見守りも含めてネットワークしながらやっている。委員長のご指摘の点についてはもっと機関を含めて非行とか障害のある児童のことも含めての部分で広げていこうということでございます。

○委員長（小川修一君）：対応策の具体例でご説明いただいたのですが、具体的な事例としてどの程度のものがあつたのですか。プライバシーの関わる

ことでもあるので慎重を期さないといけませんが、対応策として考える限り具体事例というものが我々として把握できてるかどうかということをお尋ねしたのです。どうでしょうか。

○子ども支援課長（南悦司君）： 今回の要保護児童対策協議会がここでプライバシーが守られてここに参加する機関がいろいろな情報交換ができるという場になっています。ご指摘の具体的な事例というのは難しいのですが、母子家庭の中で母親が子どもに危険物（包丁等）を含めた虐待があつて、学校で異常を感知して通告があつた。このケースに関しては子どもと母親を離し、子どもを児童養護施設に措置しました。

○委員長（小川修一君）： この制度を生かしながら、市の中で事例があつたときの対応策というのは当然とるべきだと思います。教育の現場でいえば校種間の連携がネットワークの中で大事だと思います。幼～小・小～中あるいは保育所との関連性でネットワークが立ち上がると思いますので、その実行を期待しながら、その成果があがるように見ていかないといけないと感じた次第です。

○子ども支援課長（南悦司君）： 要保護児童対策協議会を立ち上げる時、今年度から児童福祉の分野が教育委員会にきて子ども部ができたわけですが、去年まで健康福祉部の児童福祉課で所管しておりましたケースを含めて幼保小中の連携が当然必要ですが、今回の要保護の中に小学校の代表の先生、中学校の代表の先生、保育所・幼稚園のすべての検討会で議論させていただきながら、進めてきました。おっしゃるようないろんな要素が絡み合っている部分でございますので、今後もいろんな関係機関が実際に連携しないとけないと考えております。

○教育長（仲野公君）： 第七条の関係する実務者会議で教育長が必要と認める部会をもって組織するとありますが、もっと具体的にお話してください。

○子ども支援課長（南悦司君）： 別表の中で箕面市教育委員会事務局がその機関としてなり、そのトップである教育長が長になっていただくのですが、今お尋ねの具体の部会の話ですが、代表者会議をすると共に定例的な実務者会議をするのですが、部会を三つ考えておりまして、児童虐待防止部会が一番大きな部会となり、非行問題行動部会・障害部会という三つの部会をもちながら調整機関に子ども支援課がなる。部会毎の調整も含めていろんな情報共有も含めてここでやっていこうと。各々部会毎に実務者会議であるとか、ケースカンファレンスを具体化していこうと。今のところは三つで考えています。

○教育長（仲野公君）： ということは、児童虐待だけにとらわれず、障害者問題であるとか、青少年非行問題も含めてこの協議会で対応していく、とい

う理解でよろしいでしょうか。

○子ども支援課長（南悦司君）：非行や問題行動の時に虐待が絡むケースとか、障害を持っている子どもの環境の場合、要保護の関係とか要保護児童をここで特定しながら、ここで連携しながらやっていくと考えております。

○委員（白石裕君）：対策協議会設置は任意であるのもかわらず、箕面市で設置されるのはすばらしいことであります。が、責任もあるわけですね。これを実効性のある体制にさせていただきたい。通告義務があるといっても、しなかったから罰則規定があるわけでもありません。全市あげて取り組まないといけない難しい問題だと思います。責任ある実効性のあるよう取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（小川修一君）：要保護児童対策協議会の設置ということに関連して、設置したことによってより効果をあげることを心がけながら実施に踏み切るということを要望としてお願いしたわけでございます。

○委員（坂口一美君）：第3条で関係機関ということで別表に関係機関があげられてますが、懸念されるのは、最終的に他の団体との連携を考えますと、実際にケースカンファレンスの部分はどこがどのように担って、子どもに一番近い教育現場にはどこがどのように提案していくのか、連携の具体例があれば教えていただきたいのですが。

○子ども支援課長（南悦司君）：例えば幼・保・小中学校から虐待の通告があり、個別のケースカンファレンスについては当然子ども支援課・子ども家庭センター、また、保健師が必要な場合もありますし、学校等連携で学校教師も含めてセットします。関係者によって実際に個別のケース会議をしていく。児童虐待の場合は子ども支援課が中心で子ども家庭センターとやっておりますが、今回、非行問題行動の部会というのは、これも子ども支援課なのですが、青少年指導センターが元々そういった相談機関ですので、小中学校の生活指導担当の先生との会議を週一回持っております。そこで、いろんな情報交換がされております。それもふくめて青少年指導センターが中心になってケースカンファレンスをする事になるかと思えます。

○委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見はございませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようでございますので、議案第13号、議案第14号及び第15号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に、日程第10、議案第16号「平成18年度

（２００６年度）箕面市立幼稚園・小中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を事務局に提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

（事務局：議案朗読）

○学校教育課長（前田健君）： 本件は、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の任期満了に伴い、学校保健法第１６条第３項の規定に基づき幼稚園・小学校・中学校の内科・眼科・耳鼻科の学校医各一名、学校歯科医４３名、学校薬剤師２６名を委嘱する必要があるため提案いたしますのでございます。

○委員長（小川修一君）： それでは、ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（白石裕君）： 学校医の先生方は、学校に来ていただいて健康診断をされているのですね。他にどのようなことをされているのですか。

○学校教育課長（前田健君）： 例えば内科医の先生ですとインフルエンザが流行った場合、現在クラスの何名の生徒が欠席しているか。体温を計った状況をみて、学級閉鎖をするのかどうか。何日ぐらい様子を見るのか。といったアドバイスをいただきます。また、校内で事故等があったときに、特に保護者から指定がなければ校医の先生に連絡をして行かせていただき、校医ということもあってすぐに診察していただけます。直接執務ではありませんが、このようにご協力いただいているのが実態でございます。

○委員（白石裕君）： 今、子ども達の心の問題も多くなってきておりますが、精神科の先生との連絡というのは市としてはどうでしょうか。

○学校教育課長（前田健君）： 医療に関わる相談の場所を精神科のお医者さんをいれて、エムス（教育医療支援システム会議）と呼ばせていただいておりますが、そういうシステムを作っており、学校で指導状態に悩まれている場合とか、もちろん保護者のかたも自分の子どものことで相談をしたいということもあります。今年度３件ほどありました。精神科の先生に連絡をし、日と場所を決めて相談を受ける。このシステムを活用しております。

○委員（白石裕君）： それは知られていますか。

○学校教育課長（前田健君）： 学校を通して話をさせていただいております。保護者には相談があれば、「このような場面がありますがどうですか。」と紹介させていただいております。しかし、いまのところ直接保護者に宣伝という形はとっておりません。

○委員（白石裕君）： そのへん必要はありませんか。そういった子どもをかかえている親にすれば、システムがあるとわかっていれば相談の仕方もあると思うのですが。

○委員長（小川修一君）： 実際そういった相談は各学校であるのでしょうか。

どんな状況ですか。

- 学校教育課長（前田健君）： 一番直接的に多いのは現在スクールカウンセラーを各小中学校に配置しておりますのでカウンセラーを通して話すのが多いと思います。カウンセラーの先生が先ほど申しましたエムスを紹介されたり、教育センターの相談員さんを紹介されたりしています。基本的には学校長や教頭も窓口ですが、相談される保護者になるとスクールカウンセラーが窓口になっている事が多いので、カウンセラーがアドバイスして紹介しています。宣伝する必要の実感を感じていません。しかし、必要であるということであればもう一度検討させていただきたいと思います。
- 委員（白石裕君）： 私の印象としては、相談したい保護者は多いのではないかと感じたので、教育委員会として考えていただきたいと考えた次第です。
- 委員長（小川修一君）： 白石委員のおっしゃるのは、「窓口が各学校にあれば保護者も相談をかけるのが可能だけれども、なければ口火をきることもできないのではないか」というご意向だとおもうのですが、どうですか。
- 学校教育課長（前田健君）： 毎年4月か5月に教育センターが窓口になって「箕面市内の教育相談の窓口がここにありますよ」という一覧をお配りしています。それでどこに相談に行ったらいいかをおわかりいただけたと思います。
- 委員長（小川修一君）： 各学校には窓口はないけれども、教育相談の機関を市としては設けている。それはセンターにあるということですね。各学校からセンターに問い合わせたり、直接センターに聞いたりということですね。
- 学校教育課長（前田健君）： はい、そういうことです。
- 委員（坂口一美君）： 年度初めは保護者も忙しいので、繰り返しの周知というのが大切だと思います。教育委員会が保護者宛にだしていただいたものでも子どもが持ち帰らなかつたり、目に触れないこともあるかと思います。繰り返しの周知機会をもうけていただくのは大事かと思いますのでよろしく願いいたします。
- 委員長（小川修一君）： 学校現場で直接相談に対応するのは難しいかと思いますが、保護者が困っておれば、相談機関に連絡する、紹介するという方法はとっているわけですね。それと、校医さんが学校で健康診断を実施しているわけですが、その実態はどのようなものですか。
- 学校教育課長（前田健君）： 定期的に来ていただいて校医さんに診ていただいて、気になるような事があれば治療勧告という形で家庭に連絡をするシステムになっています。
- 委員長（小川修一君）： 年度初めに健康診断を行って、その結果具合の悪い児童・生徒がでてくれば、受診を勧め、治療にあたるというのが現状です。

ね。

○学校教育課長（前田健君）：4月末から6月くらいまでかかるのですが、治療勧告をして保護者から治療に行った書類を提出してもらうということで、学校が状況を把握しています。

○委員長（小川修一君）：そのとき、大量のお医者さんが必要ですね。各学校ではどのように対応しているのですか。校医さんに紹介してもらって、お医者さんを揃えて健康診断するのですか。一人二人ではできないのではないですか。

○学校教育課長（前田健君）：校医さんは定期診断にこられて、治療勧告をもらった保護者は自分がいつも行っているお医者さんに行かれます。必ずしも校医さんとかかりつけのお医者さんは一致していません。

○委員長（小川修一君）：学校で集団的に健康診断しますね。そのとき校医さんを通してお医者さんを派遣してもらうのですね。

○学校教育課長（前田健君）：それが校医の一覧表になります。

○委員長（小川修一君）：校医さん一人では全校生徒を診るのは無理でしょう。その時は、一時的に校医さんを通じてお医者さんをお願いするのが実状ですね。

○学校教育課長（前田健君）：児童・生徒400名につき1名という基準値をもうけております。500名でしたら2名の医師に2カ所で同時に診ていただくということになります。

○委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見はございませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようでございますので、議案第16号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に、日程第11、議案第17号「平成18年度（2006年度）箕面市立保育所の嘱託医の委嘱の件」及び日程第12、議案第18号「平成18年度（2006年度）箕面市病後児保育相談医の委嘱の件」これは関連案件ですので、一括審議することにしてよろしいでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めますので、一括審議することといたします。議案の朗読を事務局に提案理由を子ども部幼児育成課長にお願いいたします。

（事務局：議案朗読）

○幼児育成課長（向井裕彦君）： 本件は、箕面市立保育所嘱託医の任期満了に伴い、児童福祉法第45条の規定に基づく児童福祉施設最低基準第33条第1項に定める嘱託医として、内科医7名、歯科医7名を新たに委嘱する必要が生じたため提案するものでございます。また、議案第18号におきましては箕面市病後児保育相談医の任期満了に伴い、箕面市病後児保育実施要綱第11条に基づく相談医3名を新たに委嘱する必要が生じたため提案するものです。

○委員長（小川修一君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員（坂口一美君）： 保育園の嘱託医の委嘱ですが、平成18年度に向けて民間に移行していこうとする所は、こういった形になるのでしょうか。

○子ども政策課長（千葉亜紀子君）： 平成19年度に瀬川保育所の民営化を予定しております。今回お願いするのは平成18年度の嘱託医の皆さんです。1年ごとに交代していただくことになっておりますので、平成19年度につきましては瀬川保育所については民立の保育所となっておりますので、民間法人が嘱託医を置くことになります。

○教育長（仲野公君）： 第18号議案で病後児保育の現状、利用者がどれくらいあるのか。疾病の内容がこういったものか資料はありますか。

○幼児育成課長（向井裕彦君）： 病後児保育室ですが、桜ヶ丘保育所・萱野保育所・東保育所に設置をいたしております。定員は各保育所2名でございます。17年度の実績でございますが、17年度1月までの実績が桜ヶ丘保育所の病後児室で人数80名、延べ人数193名、開所日数140日。萱野保育所で人数94人、延べ人数117人、開所日数133日。東保育所で人数82人、延べ人数165人、開所日数121日となっております。実績としましては、開所日数におきまして、平成16年度362日、14年度182日と約倍になっております。利用人数に関しましても、平成14年度84人、16年度は251人になっております。多い病気につきましては時期により若干の差はありますが風邪症候群が毎月でている状況です。その他には、喘息性の気管支炎、流行性耳下腺炎・水痘・インフルエンザ等でございます。

○教育長（仲野公君）： 今3カ所で実施されているわけですけど、他の保育所から最寄りの保育所を活用しているという案件も含めた件数と理解してよろしいですか。

○幼児育成課長（向井裕彦君）： はい、そうです。

○委員長（小川修一君）： 他にご質問ご意見はございませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようでございますので、議案第17号及び議案第18号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に、日程第13、議案第19号「箕面市体育指導委員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を事務局に提案理由を生涯学習部スポーツ振興課長にお願いいたします。

（事務局：議案朗読）

○スポーツ振興課長（前田功君）：本件は、箕面市体育指導委員の任期が本年3月31日をもって満了することに伴い新たに委員を委嘱する必要が生じたため、スポーツ振興法並びに箕面市体育指導委員に関する規則に基づき提案するものでございます。

○委員長（小川修一君）：それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員（白石裕君）：この体育指導委員の中に中学校の先生がおられるのですが、どのような基準があるのでしょうか。

○スポーツ振興課長（前田功君）：小学校・中学校の先生方にも参加をいただいておりますが、特に中学校の先生に関しましては、近年、中学校の部活動に対する問題点が生じております。それは、教職員の高齢化、顧問になる教職員が少なくなっており、子ども達が少なくなりスポーツに関心を示さない等々諸課題がございます。これは単に学校だけに解決策をまかせるのではなく、広く教育行政あげて解決策を検討しなければならないと認識しており、体育指導委員の中にも中学校でクラブ活動を経験されておられる先生に入らせていただいておりますという現状でございます。

○委員（坂口一美君）：人選にあたり、近隣に居住の方もおられますが、千葉県とか茨木市に居住の方もおられます。何か特別な理由があるのですか。

○スポーツ振興課長（前田功君）：体育指導委員の選出に関しましては、箕面市に在住・在職、あるいは在学を基本にしております。箕面市にお住まいの方はもちろんですが近隣市町にお住まいの方は基本的には箕面でお仕事をされておられます。千葉県の方がおられますが、もともと本市の小学校の教員で現在も続けておられ、今は、ご主人の仕事の関係で短期的に千葉県の方に暮らしておられ、近々本市に戻ってこられるという予定でございます。

○委員（白石裕君）：学校のクラブ活動は必須ではありませんね。学校のクラブ活動を廃止して社会体育としていく一つの方向性として提案されておりますが、体育指導委員の方の指導と学校のクラブ活動の関係は微妙ではないかと思うのですが、どのような調整をされているのか教えてください。

○委員長（小川修一君）：白石委員のご質問は、一つは早くから言われている社会体育への移行の方向性をどう考えているのかということと、実際にこ

の体育指導委員が例えばクラブ活動の指導といった学校現場に直接タッチされているのかということですね。

○スポーツ振興課長（前田功君）：これはスポーツ振興課だけの問題ではなく、学校教育全般に関わる事、生涯学習・社会教育全般に関わる事だという前提でお答えいたします。まず、中学校のクラブ活動に関しては現在中学校の部活の検討会議を教育委員会の中で立ち上げて校長会の代表、あるいは中学校の部活動を担当されている先生方の代表、並びに教育委員会事務局の関係課の課長でおこなっております。そのいろいろな議論の中、学校のクラブ活動は長期的には生涯スポーツ、社会体育に移行していくことがベターではないかという一定の考え方をもっております。ただ、保護者やOB・OG・地域の団体・子どもを取り巻くいろんな各種団体の皆様方は「クラブ活動は学校でするもの」と「学校の先生が顧問をするべきだ」という根強い発想がございますので、そのあたりとの整合性が難しいと認識しております。そこで、クラブ活動当面は学校の教員がクラブ顧問は行いますが、学校教育課が主管しております外部指導者の派遣事業というものがございまして、これはスポーツだけでなく、文化芸術のクラブも含めまして、外部・民間あるいは地域の指導者が小中学校に出向いて子ども達の技術指導等をやろうということで現在行っております。件数に関しましては年間一千件以上の数だったと思います。そのうちの約7割がスポーツ系と認識しております。クラブ顧問は教員がしつつ、具体的な指導に民間・地域の指導者・人材が入って行って、学校のクラブ活動は学校にまかせるだけでなく、広く地域社会あるいは生涯学習という範囲の中で構築していこうという形をとっております。その中で具体的に体育指導委員はいろんな種目を経験されている方もありますので体育指導委員としてではありませんが、地域の指導者として学校の部活動に参加をし、子ども達を指導していくことをしております。現在、教育委員会と体育指導委員協議会で総合型地域スポーツクラブというものを箕面で立ち上げるためのプロジェクト会議を行っております。その中で総合型地域スポーツクラブの大きな要素の一つとして中学校等の部活の受け皿の一つとして位置づけていこうとソフト的な論議をおこなっております。体育指導委員の皆様役割としては、そのようなソフト面の構築と並びに具体的に学校に入っていって指導する。同時に箕面市体育連盟という民間団体がございしますが、こちらからも積極的に各種種目の指導者が小中学校の部活に参加しておる。このような現状です。

○学校教育課長（前田健君）：今年度初め、基本的には事前に登録していただいた外部指導者に、研修会を開かせていただきました。子どもの接し方とか子どもの理解の仕方、クラブのあり方を理解した上で派遣していただい

います。今後もこのような形をとっていきたいと考えています。

○委員（白石裕君）：子ども達にとってクラブ活動は一番の思い出になると思うので、充実したクラブ活動にしていだきたいと思います。体育指導委員の方は教育的な面のトレーニングは受けておられないと思いますので、先ほどのお話のように是非実行していただきたいと思います。

○委員長（小川修一君）：スポーツ振興課長の話では、全体として学校も教育委員会で取り組んでおります検討委員会でも方向性としては社会体育への移行ということを前提に考えておられるわけですが、現状として施設の面で全校の中学生を集めてなにかするにはそこまで整っていない。顧問の先生の高齢化で面倒をみることも難しくなってきた。そこで、お互い足りないところを補おうとするのが現状でしょう。指導員の力をお借りする。学校は施設を提供する。お互い過渡期といいますか折衷的な進め方をしている。そうして方向性をさぐっていく。学校現場も社会体育も折り合いをみて、長所をのばしていこうというのが方向性なのですね。

○スポーツ振興課長（前田功君）：はいそうです。

○委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見はございませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようでございますので、議案第19号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に、日程第14、議案第20号「平成18年度（2006年度）箕面市教育実施方針策定の件」を議題といたします。議案の朗読を事務局に提案理由を教育推進部教育政策課長にお願いいたします。

（事務局：議案朗読）

○教育政策課長（中野仁司君）：本件は教育基本法の趣旨等を踏まえまして平成18年度における本市の教育の目的及び方向性を示すものとして、平成18年度箕面市教育実施方針を策定する必要があるためご提案するものです。（議案書別冊に沿って説明）

○委員長（小川修一君）：それでは、ご意見ご質問をお受けいたします。

○委員長（小川修一君）：これについては昨年も申したと思いますが、周知徹底の方法ですね。校園長、所長さんも含めて説明会を年度当初に行いますね。それを持って管理職から一般の先生方に方針をお教えいただくということですが、その際に、学校現場からの反響といいますか、反応はいかがでしょうか。

○教育推進部長（森田雅彦君）：校園長・所長さん方には先に見ておいてい

いただきます。その中身を持って各学校園、あるいは保育所で次年度のいろいろな計画あるいは教育課程を立てていただく。ですから、次年度を見据えてこれは「案」の段階ですけれども、正式に出来たものは3月末に各学校園所にお配りいたします。実際にこのことが先生方に浸透しているかということだと思のですが、当初の校園長会・教頭会・所長会等で再度こちらの方からお願いしております。特に重点課題となっている事、留意いただく事は具体例等を交えましてお願いしており、それを、職員会議でお話いただくわけです。また、事例が起きた時にそのことをベースにして校長先生から先生方にお話いただく。例えば、サービスのところで飲酒による事故が起きた時、基本方針の服務規律というところに明記をいたしておりますような文言を使いながら再度、先生方にも指導徹底をしていただく。一回説明したら終わりではなく、この事を大事にしながら一年間、学校運営・学校経営、また、子ども達の教育にあたっているという状況でございます。

○委員長（小川修一君）：実施されていると思いますが、教育センターで各種研修がございますね。その時にこの一件を取り上げるというような実際上の運用はありますか。

○教育センター所長（福永茂君）：教育センターで全体研修や基本研修・専門的研修・課題別研修をやっておりますが、基本方針に則って課題となるものを研修の中に組み込んでおります。本市の教育課題になるものにつきましましては、研究員制度を活用いたしまして、研究をしていただいて各学校に発信するという形で基本方針等を生かしながら、研究・研修等を進めさせていただいております。

○委員長（小川修一君）：研修等がありましたら各現場でフィードバックをやっていただくことが効果をより高める事になるかと思えます。なんらかの機会に研修の一コマで市の教育的な基本方針を周知するような方法を工夫して実施してほしいと思えます。

○委員（白石裕君）：方針を出した後でそれがどのように実行されたかというフィードバックが必要だろうと思えます。それがどのような形で行われているのか。もう1点は学習の指導で社会性といいますか、学力というものを算数・国語というものだけでなく、判断力とか応用力とかというものを身につけてもらうといった教育をしなければならないのではないかと。これは私も大事だと思いますが。

○教育推進部次長（前田健君）：一点目の教育実施方針が出されて各学校でどのように反映されているかということですが、各学校で毎年一年間の教育指導計画を策定されます。6月頃に教頭先生を対象に様々な観点で各学校の学習指導計画の中身についてのヒアリングをさせていただき、こちらからの

課題も含めやりとりさせていただきます。各学校は毎年2回、前期・後期という形で中間報告・年度末の反省ということを指導計画の中に文書で表記をして提出していただいて、進捗状況の確認をする。このような手順で進めております。二点目の基礎基本の所は白石委員が言われたように、文部科学省もゆとりの中で生きる力ということで2002年度から学習指導要領が変更されてきた経緯があります。そのことは学校現場としても一番大事だろうということで、教科学習もそうですが総合的な学習の時間を活用しながら、自分たちで問題をみつけて自分たちで解決していく、今後の教育の進め方の上で一番大事ではなかろうか。また、基礎基本といわれておりますが、知識の部分とスキルの部分、その前提には学習に対する関心とか興味が大切だと思っておりますので、ご指摘のとおり生きる力というのが教育の進む方向ではないかと認識しております。

○委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見ございませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようでございますので、議案第20号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に、日程第15、議案第21号「箕面市社会教育施設事務機器使用に関する要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を事務局に提案理由を生涯学習部生涯学習課長にお願いいたします。

（事務局：議案朗読）

○生涯学習課長（中澤博君）：本件は、平成18年4月1日から総合運動場に指定管理者制度を導入するに伴い、事務機器使用に関する要綱の対象となる社会教育施設から箕面市立第一総合運動場、第二総合運動場を削除するものです。

○委員長（小川修一君）：それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員長（小川修一君）：ないようでございますので、議案第21号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に、日程第16、議案第22号「箕面市民間温水プール一部借上げ事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を事務局に提案理由を生涯学習部スポーツ振興課長にお願いいたします。

（事務局：議案朗読）

○スポーツ振興課長（前田功君）： 本件に関しましては現在民間温水プールの一部借上げ事業を実施しておりますが、そのうちの一件の温水プールの名称変更に伴い「箕面市民間温水プール一部借上げ事業実施要綱」の規定を整備するために一部改正を提案するものです。

○委員長（小川修一君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員長（小川修一君）： ないようでございますので、議案第22号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）： 次に、日程第17、報告第4号「教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の作成に関する意見提出報告の件」を議題といたします。議案の朗読を事務局に提案理由を教育推進部総務次長にお願いいたします。

（事務局：議案朗読）

○教育推進部総務次長（栗本忠夫君）： 本件は地方自治法の改正により調整手当を廃止し、新たに地域手当を設ける事となったため、それに準じまして箕面市一般職員の給与に関する条例等改正の必要が生じ、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例につきましても改正するために地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき箕面市長より意見聴取の依頼があり、教育長が臨時代理し、承認する旨を通知いたしましたので、報告するものです。

○委員長（小川修一君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員長（小川修一君）： ないようでございますので、報告第4号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）： 次に、日程第18、報告第5号「平成18年度（2006年度）箕面市立小・中学校管理職（校長及び教頭）の任免に関する内申に伴う報告の件」につきましては附属機関の会議の非公開の基準を定める規則第2条第8号に定める意思形成過程の情報であり公開することにより「当該事業の目的が著しく損なわれるもの」に該当するため会議を非公開とし、また事務局職員につきましても本案件の説明者のみといたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定により、ただ今から会議を非公開といたします。

（傍聴人及び本案件の説明者以外の事務局職員退席）

（傍聴人及び退席事務局職員の入室）

○委員長（小川修一君）：次に、日程第19、報告第6号「平成18年第2回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略しまして、提案理由を教育推進部総務次長にお願いいたします。

○教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は去る2月16日に開催されました第2回箕面市教育委員会定例会の会議録を教育委員会会議規則第4条の規定に基づき提案するものです。

○委員長（小川修一君）：それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員長（小川修一君）：ないようでございますので、報告第6号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第20、「教育長報告」を議題といたします。教育長に報告をお願いいたします。

○教育長（仲野公君）：（議案書101頁により報告）

《教育行政の課題等》

◎平成17年度第3回箕面市奨学生選考委員会について

これまでは、公立の学校の合格が確定した時点で開催しておりましたが、私学の方からしますと時期が遅いという課題を抱えておりましたので、今回は私学が確定した時点で、開催いたしております。応募者数は私立高校が19人内、併願が7名おります。大学が6人の内、併願が1名でした。選考の結果、19人中18人、6人中5人が選考されました。

◎平成17年度第2回箕面市立保育所民営化法人の選定委員会について

2月14日に開催いたしました。民間保育所に、まず、市立瀬川保育所そして、市立桜保育所を順次委託をいたします。そのための選定委員会でございます。

◎平成17年度の箕面市青少年健全育成市民大会について

2月18日に開催いたしました。大会決議でありますとか、青少年の健全育成の推進功績功労者の表彰をさせていただいております。もみじ顕彰にお二人、ささゆり褒賞1団体36人をそれぞれ表彰いたしました。2部といた

しまして、映画「ハリーポッターとアズカバンの囚人」を放映いたしました。

◎箕面市議会について

2月22日から3月29日までの会期で現在開会中でございます。2月22日初日には市長から市政方針並びに予算の内容について演説されております。3月6日、7日は各会派からの代表質問に対して答弁をしております。そして、3月28日、29日が予算の決定と一般質問が行われる予定です。ちなみに代表質問の中では、6会派それぞれが教育には関心を示しておられました。教育長の答弁としては4会派ございました。

◎文教常任委員会について

3月9日に開催されました。教育推進部・子ども部・生涯学習部それぞれ質問があったわけです。特に、教育推進部の「30人学級について」は、各委員から質問が出されました。まずは、昨年否決修正されました30人学級を今年再度提案した理由はいかなるものか。これはあくまでも市長の意向なのかどうか。という確認もありましたし。教育委員会としての意向はどうか、あるいは学校現場の意向はどうか。それと、今日に至るまでの経過を詳細に説明せよということ。聞くところによりますと、教育委員会としては、モデル施行をして検証すべきである。ということであったのにもかかわらず、本格実施になったのはいかなるものか。こういった質問があるなかで、結論としては、大阪府の35人学級で実質は30人学級に近い形であるので、今財政事情が厳しい時でもあり、この時期に踏み込むのは疑問を感じるということ。ということで、予算そのものが否決されたという状況でございます。

◎その他（箕面市の学力実態調査）

平成14年の学習指導要領が改正される以前と以降の状況を把握することで毎年取り組んでおりました。平成17年度分を発表いたしました。4校を対象に調査を実施したわけです。教科は国語・算数・理科それぞれ全国平均を上回っていたという結果が出ております。安心するのではなく、これをさらに教訓として学力向上に努めて参りたい。と考えております。以上教育長報告とさせていただきます。

○委員長（小川修一君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員長（小川修一君）： ないようでございますので、以上をもちまして本日の会議日程は終了いたしました。その他といたしまして、教育行政に関わる報告があれば、申出を受けますがいかがですか。

○委員長（小川修一君）： ないようでございますので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案15件、報告3件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成18年第3回箕面市教育委員会定例会を閉会といたします。

(午後5時15分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 脩一

委員

坂口 一美